新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けられている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

3月18日付の新型コロナウイルス感染症対策本部「生活不安に対応するための緊急措置」に基づき経済産業省から新型コロナウイルス感染症の影響によりガス料金の支払いが困難な事情があるものに対してはその置かれた状況に配慮し迅速かつ柔軟に対応するよう要請をされております。

上記を踏まえ、坂戸ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客様を対象として、お客様から当社に申し出があった場合には、下記の通りガス料金の特別措置を講ずることといたします。

なお今般の託送供給約款(小売託送)に関する特別措置は3月19日に関東経済産業局長へ「託送供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い即日認可されたものです。

記

1. 適用対象

「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受け、お申し出いただいたお客様に適用させていただきます。(社会福祉協議会からの貸付の決定通知書をご提示いただきます。)

2. 特別措置の内容

2020年2月検針分(支払期限日が2020年3月25日以降となるもの)及び3月検針分のガス料金の支払期限*をそれぞれ1ケ月延長いたします。

※支払期限:支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし支払義務 発生日の翌日から起算して50日目が休日(日曜日、銀行法第15条第1項 に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月30日)の場合 はその直後の休日でない日となります。

なお上記特別措置の実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症 の影響状況等によって、随時見直しを検討する予定です。

3・特別措置の申込先

坂戸ガス株式会社 営業サービス部料金グループ

{電話} 0120-35-2025 (フリーダイヤル)

049-284-9000 (代表)

{受付時間} 平日の8:30~17:15

以上